

判例から学ぶ



DX時代のシステム開発トラブルを防ぐ知恵

— ソフトウェア開発紛争判例研究会成果報告・その2 —

SOFTICでは、「システム開発紛争判例研究会」を設置（裏面参照）し、システム開発紛争の判例を新旧幅広く取り上げ、2020年4月に施行された債権法改正による影響も踏まえて検討分析を行っております。その検討成果報告の第1弾として、2019年7月、第1回のセミナー（テーマ：契約交渉時に意識すべき問題 ①契約の成否、②契約締結上の過失、③契約の性質、④債務の特定、⑤説明義務）を開催し、ご好評をいただきました。

第2回となる今回は、システム開発取引においてそれまでの様々な問題が一気に噴出する可能性がある「システム開発における仕事の完成と報酬請求」の問題をテーマに開催いたします。具体的には①システム開発における仕事の完成とは、②システムの不具合と瑕疵担保責任、契約不適合責任、③損害の範囲、④代金請求の可否、⑤工程ごとに検取されている場合の契約解除の範囲、⑥瑕疵の認定と契約解除の要件といった論点を含む、下記5判例を取り上げます。

教育委員会 CMS 事件（東京地判平 25・11・27）-論点①②③等

請負人が仕事を完成させたか否かについては、仕事が当初の請負契約で予定していた作業の最後の工程まで終わっているか否かを基準として判断すべきであるとし、システムの不具合を検証するためのリモートアクセスを拒絶したことについて、過失相殺が認められなかった事案

新経営情報システム事件（大阪高判平 27・1・28）-論点①②④等

請負契約のベンダがなすべき仕事は完成しているとして、ユーザからの解除は認められず、ベンダからの残代金の請求が認められた事案

ダイセーロジスティクス事件（東京地判平 9・2・18）-論点④⑥等

バグがプログラムの欠陥（法律上の瑕疵）に当たるといえるための要件

フコク物産事件（東京地判平 21・7・31）-論点②③⑤等

通常考え難い多数の不具合が発見されていること等を理由にベンダによる単体テスト及び結合テストが未了（仕事が未完成）であるとして、ベンダの債務不履行責任が認められた事案

モバイルゲーム開発事件（東京地判平 29・11・21）-論点①、④等

流動的なゲーム開発手法に関し仕事の完成を認めた事案（下請ベンダはアジャイル開発と主張）

さらに、トピカルな話題として、コロナ禍の中、システム開発の現場では何が起きているか？—いまだ収束が見えない中、どのような問題が起きているか（起きうるか）、また、対応にあたっての考え方等についてお話しします。

●コロナ禍におけるシステム開発契約の諸問題 （弁護士 新聞祐一郎氏）

DX(デジタルトランスフォーメーション)時代ともいわれる昨今、クラウドやパッケージなどの他社資産をベースとした積極的なシステム投資に舵をきる企業等が増える中、システム開発において過去の失敗例の轍を踏まないためにも、業種やシステム規模等の相違を超えて、過去の裁判例に学ぶ意義は大きいと考えられます。

ぜひご参加ください。

- 開催日 **2021年3月4日(木) 13:30-16:45**
- 場 所 オンライン(「Zoom ビデオウェビナー」利用予定)
- 講 師 SOFTIC ソフトウェア開発紛争判例研究会メンバー
- 内 容 13:30~13:35 ご挨拶
13:35~13:45 インTRODクシヨソ
13:45~16:40 判例検討・ディスカシヨソ・質疑応答、コロナ禍におけるシス
テム開発契約の諸問題 *途中休憩あり
16:40~16:45 総括
- 定員等 100名
- 料 金 SOFTIC 賛助会員:5,500円 一般:11,000円 *いずれも消費税込
- 申込方法
・セミナーのウェブサイト(<https://www.softic.or.jp/seminar/sysk/02/>)を御参照の上、
ウェブサイト上の申込みフォーム又はE-mailにてお申し込みください。
- お問い合わせ先
・一般財団法人ソフトウェア情報センター セミナー係
E-mail: sysk-seminar@softic.or.jp / TEL:03-3437-3071

* 先着順。定員になり次第締め切らせていただきます。
* 講師・内容等は予告なく変更されることがあります。

【SOFTIC システム開発紛争判例研究会】 ※当日登壇者(予定)

座長	吉田 正夫※	弁護士、スクワイヤ外国法共同事業法律特許事務所
メンバー	井上 乾介※	弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	片山 史英※	弁護士、虎ノ門南法律事務所
	新聞 祐一郎※	弁護士、東啓綜合法律事務所
	曾我部 高志※	弁護士、水谷法律特許事務所
	武田 勝弘※	弁護士、法律事務所リーガルビジョソ
	野々垣 典男	プロメトリスト 代表 (元JTB執行役員)
	松尾 剛行	弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所
	松島 淳也※	弁護士、松島綜合法律事務所

(敬称略、メンバー五十音順)